

(福島県) 県南バスケットボール協会規約

第1章 名称と事務局

第1条 本会は県南バスケットボール協会と称し事務局は理事長勤務先におくことを原則とする。

第2章 目的と事業

第2条 本会は県中並びに県南地域におけるバスケットボール競技の健全な普及と発展を図ることをもって目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種バスケットボール競技大会の主催及び後援。
- 2 バスケットボール競技の普及、発展並びに技術向上のための研究及び指導。
- 3 バスケットボール競技施設の拡充に関すること。
- 4 バスケットボール競技に関する刊行物の発行。
- 5 その他必要と認めた事項

第3章 組織

第4条 本会はバスケットボール愛好者及びバスケットボール競技団体をもって組織する。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置く

- 1 会長1名、 2 副会長若干名、 3 理事長1名、 4 理事若干名
- 5 監事2名以上、 6 各委員会【総務委員会(財務部・広報部・規律部・顕彰部) 競技委員会、技術委員会、審判委員会、T0委員会) 部員若干名
- 7 顧問、参与若干名
但し、会長が認めたときは副理事長、事務局長をおくことができる。

第6条 役員を選任方法は次のように定める。

- 1 会長、副会長、監事、顧問、参与は理事会で選出する。
- 2 理事は各カテゴリーより選出された者及び会長が必要と認め推薦委嘱した者。
- 3 理事長及び副理事長は理事の互選による。
- 4 各委員会正副委員長及び委員、事務局長は会長が委嘱し理事会の承認を受ける。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は会務処理に参画する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 総務委員長は理事長及び副理事長を補佐し協会の事務処理にあたる。
- 6 監事は会計の監査にあたる。
- 7 各委員会は委員長を中心に各会議、大会運営及び当該委員会の事務を処理する。

- 8 顧問、参与は重要事項に関し会長の諮問に応じる。
- 第8条 役員は2年とする。
- 1 再任は妨げない。
 - 2 顧問、参与を除き75歳を定年とする。ただし、任期途中で75歳に至る場合はこの限りではない。
 - 3 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 4 アンダーカテゴリー部会長を副会長とする。ただし、年齢は問わない。

第5章 会 議

- 第9条 総 会
- 1 総会は会長が登録チーム代表者を招集し年1回以上開催し、理事会の提案事項を協議し決議する。
 - 2 決議は出席者の過半数の賛意を得て決議する。

- 第10条 理事会
- 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事、各委員長及び副委員長（総務、競技、技術、審判、T0）、総務委員会各部長（財務部、広報部、規律部、顕彰部）をもって組織し、年1回以上会長が招集する。
- 理事会は次の事項を審議する。事案により関係者を加えることができる。
- 1 役員の選出
 - 2 予算・決算
 - 3 事業計画
 - 4 規約の改正
 - 5 その他の重要事項
 - 6 理事の選任(別記1)

- 第11条 緊急の事項で総会、理事会を開催できないときは、会長が役員会を招集し審議施行する。事後理事会、総会の承認を得る。
- 役員会とは会長、副会長、理事長、副理事長、総務委員長、監事及び議案提出理事をいう。

- 第12条 委員長会
- 1 委員長会は会長、副会長、理事長、副理事長、各委員長（総務、競技、技術、審判、T0）で組織する。
 - 2 委員長会は理事長に提出する議案等の作成にあたりると共に、理事会決議事項の円滑な処理にあたる。事案により関係者を加えることができる。

- 第13条 委員長会は当該委員会の事項を審議するために会長がこれを招集する。

- 第14条 会議は当該役員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任状をもって出席にかえることができる。

- 第15条 運営委員会
- 1 運営委員会は役員会、委員長会を開催するまでもなく簡易な事案については会長、理事長、副理事長、各委員長(総務、競技、技術、審判、T0)で審議する。事案により関係者を加えることができる。

第6章 地区協会・支部とアンダーカテゴリー部会

第16条 本会の下部組織として、地区の活性化・普及・振興を図るため地区協会及び支部を置くことができる。

第17条 バスケットボールの普及・振興を図るため、次の各アンダーカテゴリー部会を置く。

- 1 U12部会
- 2 U15部会
- 3 U18部会

第7章 加盟団体と協力団体

第18条 次の団体を加盟団体とする。

- ① 社会人連盟
 - ② 大学連盟
 - ③ 障がい者連盟
 - ④ Bリーグ
- ※ 各団体はそれぞれ規約を整備して置かなければならない。

第19条 次の団体を協力団体とする。

- ① 中体連
- ② 高体連専門部
- ③ 専門学校
- ④ 定時制

第20条 団体が本会に加盟する場合は理事会の承認を受けなければならない。

- 1 U12部会
- 2 U15部会
- 3 U18部会
- 4 社会人連盟

第8章 登録

第21条 JBA（日本バスケットボール協会）、FBA（福島県バスケットボール協会）及び本会の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は登録をしなければならない。登録は各種別ごとに協会を経由し、TEAM-JBAを通して登録料を振込の上登録をする。

第9章 出張・旅費

第22条 県南バスケットボール協会の業務遂行のために出張する場合の旅費に関する事項を出張・旅費規定として別に定める。

第10章 会計

第23条 本会の経費は補助金、繰越金その他の収入をもってあてる。

第24条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本会に登録しないバスケットボール団体は本会の主催する大会に参加することはできない。但し夏季一般県南選手権大会はこの限りではない。
- 2 本会の運営に必要な細目は理事会に諮り総会で定める。
- 3 本規約は平成31年4月13日より実施する。
- 4 第9章出張・旅費規定については令和元年7月1日より施行
- 5 組織の名称変更と再編【部を委員会に委員会を部に変更、新たにT0委員会を追加】令和4年4月9日より実施
- 6 第10章各チーム及び個人の登録金を削除 令和4年4月9日より実施

※ 別記1

各カテゴリー選出理事数（総数 17名、監事2名）

選任母体	数		
U12部会 (4)	2	県中	郡山・岩瀬・田村
	2	県南	西白・東白・石川
U15部会 (4)	2	県中	郡山・岩瀬・田村
	2	県南	西白・東白・石川
U18部会 (4)	4		郡山(11)、岩瀬(4)、東石(4) 西白(4)、田村(3) 26校
社会人連盟 (4)	4		
監事	2		
会長指名	1	Bリーグ	

※ B2の福島ファイヤーボンズについては、会長指名理事とする。

※ その他

条外に類する申し合わせ事項

- 1 総務委員長は財務を所掌する。
- 2 各委員会委員長と理事は兼任しないことが望ましい。
- 3 役員会、理事会、委員会に属さない事案については会長の専決事項とする。
- 4 いずれの役務についても報酬制度は設けない。